

一般社団法人コラボ産学官 会員規則

第1章 総則

(総則)

第1条 本規則は、一般社団法人コラボ産学官（以下、「当法人」という。）の会員、会員総会及び当法人の事業活動等に関する事項を規定する。

第2章 会員

(会員)

第2条 当法人の会員の種別は次のとおりとする。

- ① 正会員 当法人の目的に賛同し、かつ産学官連携に関する識見と経験がある個人または団体とし、次の3種とする。
 - ア) 個人正会員
 - イ) 法人正会員
 - ウ) 特別正会員「コラボ産学官プラザ in TOKYO」に入居する団体
 - ② 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その事業を援助する団体等
- 2 正会員を、定款第6条に基づき当法人の社員となるべき資格を有する者とする。

(入会)

第3条 会員として入会しようとする者は、所定の手続きによる申し込みを行い、当法人の承認を得なければならない。

(会費)

第4条 会員は次の会費を当法人に納めなければならない。

- ① 正会員

| | | |
|-------|-------------|-------------------|
| 個人正会員 | 年額 | 5,000円 |
| 法人正会員 | 一般企業等年額 | 1口 10,000円 (1口以上) |
| | 大学等教育研究機関 | 年額 100,000円 |
| | 信用金庫 | 別表に定める金額とする |
| 特別正会員 | 別表に定める金額とする | |
- ② 賛助会員

| | | |
|--|----|----------|
| | 年額 | 100,000円 |
|--|----|----------|

(会員の権利)

第5条 会員は当法人の事業活動等に参加することができる。

(退会)

第6条 会員が退会する場合は、別に定める更新期日の3か月前までに、退会届を提出しなければならない。

2 会員が次の各号に該当する場合は、所定の手続きを経て、退会したものとみなす。

- ① 第4条に規定する会費の納入を怠ったとき
- ② 死亡又は解散したとき

(除名)

第7条 会員が次の各号に該当する場合は、これを除名しなければならない。ただし、この会員には弁明の機会をあたえなければならない。

- ① 当法人の名誉を棄損したとき
 - ② 会員間の信頼関係を棄損したとき、その他会員としてふさわしくない言動・行為をなしたとき
- 2 除名された会員には、書面または所定の方法をもって通知する。

第3章 役員等

(役員の種類と員数)

第8条 会員の中から次の各号に掲げる役員を設ける。

- 1 代表幹事 1名
- 2 副代表幹事 1～3名
- 3 幹事 20～50名（内1名を事務局長とする）
- 4 運営委員 20～100名以内
- 5 監事 1名以上

(選任方法)

第9条 前条の役員は次の方法で選任する。

- 1 代表幹事 当法人の代表理事が兼務する。
- 2 副代表幹事 当法人の専務理事及び運営委員の中から代表幹事が指名する。
- 3 幹事 運営委員の中から代表幹事が指名する。（内1名を事務局長として代表幹事が指名する）
- 4 運営委員 正会員の中から会員総会において選任する。
ただし、代表幹事は、年度途中で運営委員の補充を必要と認めた場合には、

幹事会の承認を得て選任することができる。

- 5 監事 正会員の中から会員総会において選任する。監事と監事以外の役員は相互にこれを兼任することができない。

(任期)

- 第 10 条 運営委員の任期は、選任された年の通常総会終了後から 2 年後の通常総会終了までとし、再任は妨げない。ただし、監事の任期は、選任された年の通常総会終了後から 4 年後の通常総会終了までとし、再任は妨げない。
- 2 任期満了によらずして、副代表幹事に欠員が生じたときは、運営委員の中から代表幹事が後任者を指名する。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(職務)

- 第 11 条 代表幹事は、当法人の事業活動等にかかる全般の業務を総理する。
- 2 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事が職務を遂行するに重大な支障が生じたときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、その議決に基づき、業務を執行する。
- 4 運営委員は、幹事会の意向を受け、運営委員会を構成し、業務を分掌する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
- 役員業務の執行状況及び会員活動の執行状況について、不正の事実を発見したときは、会員総会または幹事会の招集を請求し、もしくは招集し、これを報告すること。
- 6 事務局長は、当法人の運営・活動が会員規則に則って、滞りなく行われるよう各方面との調整に携わる。

(顧問)

- 第 12 条 第 9 条に記載した役員のほか、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は代表幹事が委嘱する。
- 3 顧問は会員活動全般にわたり、代表幹事の諮問に応える。

第 4 章 会議

(会議の種類)

- 第 13 条 会議は、会員総会、幹事会及び運営委員会とする。

(総会)

第 14 条 会員総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 会員総会は、正会員をもって構成し、その 2 分の 1 以上の出席によって成立する。
- 3 会員総会参加者は、議長の承認を得た場合に限り、総会で発言することができる。
- 4 通常総会は、毎年 1 回当法人の事業年度の終了後 3 か月以内に開催する。
- 5 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - ① 正会員の 2 分の 1 以上から付議事項を示した書面（電磁的方法を含む）または所定の方法をもって開催請求があった場合
 - ② 監事が監査の報告上、必要があると認め、代表理事に開催請求があった場合
 - ③ その他当法人が定めた場合
- 6 会員総会は代表幹事が招集し、開催日の 10 日前までに開催日時、及び付議事項を正会員等に通知する。
- 7 会員総会の議長は、代表幹事または代表幹事の定める者がつとめる。
- 8 会員総会の議事は出席正会員の過半数の議決による。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 9 会員総会に出席できない正会員はその表決を他の正会員に委任することができる。ただし、白紙委任がなされたときは議長への委任とみなす。
- 10 前項の場合は、その正会員は出席したものとみなす。
- 11 会員総会は本規則に定めるものの他、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - ① 会員規則に関する事項
 - ② 定款第 6 条に基づく、当法人の社員の入社についての同意に関する事項
 - ③ その他当法人の定める事項
- 12 会員総会に付議される事項は、開催日の 1 か月前までに代表理事に提出されなければならない。
- 13 会員総会の議事については、議事録を作成し、これを保管し、閲覧に供しなければならない。

(幹事会)

第 15 条 幹事会は、代表幹事、副代表幹事、幹事をもって構成し、その 2 分の 1 以上の出席により成立する。

- 2 監事は幹事会に出席して意見を述べることができる。
- 3 幹事会は、毎年 2 回開催することを原則とし、代表幹事が招集する。ただし、次の場合には代表幹事は臨時幹事会を招集しなければならない。
 - ① 代表幹事が必要と認めた場合
 - ② 幹事の 2 分の 1 以上から付議事項を示した書面（電磁的方法を含む）をもって、開催請求があった場合

- ③ 代表幹事は、前号により請求があったときは、その日から 14 日以内に幹事会を招集しなければならない
- 4 幹事会の議長は、代表幹事または代表幹事が定める者がつとめる。
- 5 幹事会の議事は、出席幹事の過半数の議決による。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 幹事会の議事については議事録を作成し、これを保管し、閲覧に供しなければならない。
- 7 幹事会はこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - ① 規則に関する事項
 - ② 会員に関する事項
 - ③ 当法人の事業運営に関する事項
 - ④ 「コラボ産学官プラザ in TOKYO」の運営に関する重要事項
 - ⑤ その他、幹事会が必要であると認める事項
- 8 幹事会は必要に応じて、特定の業務を処理するためにワーキンググループを置くことができる。
- 9 前項のワーキンググループの組織及び運営に関する事項については、幹事会が別に定める。

(運営委員会)

第 16 条 運営委員会は、運営委員をもって構成し、その 2 分の 1 以上の出席により成立する。

- 2 監事は運営委員会に出席して意見を述べることができる。
- 3 運営委員会は、次の場合に開催する。
 - ① 代表幹事が必要と認めた場合
 - ② 運営委員の 2 分の 1 以上から付議事項を示した書面（電磁的方法を含む）をもって、開催請求があった場合
 - ③ 代表幹事は、前号により請求があったときは、その日から 14 日以内に運営委員会を招集しなければならない
- 4 運営委員会の議長は、代表幹事または代表幹事が定める者がつとめる。
- 5 運営委員会の議事は、出席幹事の過半数の議決による。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 運営委員会の議事については議事録を作成し、これを保管し、閲覧に供しなければならない。
- 7 運営委員会はこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - ① 幹事会から付託された事項
 - ② その他、必要があると認める事項

第5章 附則

第17条 本規則は、当法人成立の日から発効する。

2 本規則は、会員総会において出席正会員の過半数の議決により、変更することができる。

平成20年12月10日一部改訂

平成28年6月17日一部改訂